



## 令和4年度第1回（令和4年10月1日採用） 新居浜市職員採用候補者登録試験案内

- ・郷土愛を持ち、**チャレンジ**精神旺盛な職員
- ・**コスト**意識を持ち、市民の視点でスピーディに行動できる職員
- ・プロ意識と熱意を持ち、時代に即応して変革（**チェンジ**）できる職員 を求めています。

受付期間	令和4年5月6日（金）10時00分～5月28日（土）23時59分 ※インターネットによる電子申請（パソコン又はスマートフォン）で申込みをしてください。
第1次試験	令和4年6月19日（日）

### 1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

申込みできる試験区分はいずれか一つに限ります。なお、採用予定人員については、今後の事業計画等により変更することがあります。

試験区分	採用予定人員	職務内容
土木技術（上級）	若干名	本庁又は出先機関に勤務し、技術的業務に従事します。
建築技術（上級）	若干名	
機械技術（上級）	若干名	
保健師（上級・中級）	若干名	本庁又は出先機関に勤務し、保健師業務に従事します。

※ 上級及び中級の試験区分については、コロナ禍において就職活動がままならなかった方、就職氷河期世代の方を含め幅広く受験者を募ります。

試験区分	採用予定人員	職務内容
土木技術（職務経験者）	若干名	本庁又は出先機関に勤務し、技術的業務に従事します。
建築技術（職務経験者）	若干名	
機械技術（職務経験者）	若干名	
情報技術（職務経験者）	若干名	本庁又は出先機関に勤務し、専門的業務に従事します。

※ 職務経験者の試験区分については、即戦力となる人材を求めています。

### 2 受験資格

- （1）全ての職種において男女は問いません。
- （2）年齢要件は昭和52年4月2日以降に生まれた方です。
- （3）日本国籍を有しない人も受験できます。
- （4）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者  
（9 参考 地方公務員法抜粋を参照）



(5) 新居浜市に居住する者又は採用後市内に居住可能な者で、次表に該当するもの

試験区分	学 歴 等
土木技術（上級）	学校教育法による4年制大学（大学院）において、試験区分に係る関係学科を専攻し卒業した者 注1
建築技術（上級）	
機械技術（上級）	
土木技術 （職務経験者） 注2	1級土木施工管理技士の資格を有する者で、土木関係の職務経験が直近6年中3年以上ある者（令和4年9月30日までに3年に達する場合を含む。）
建築技術 （職務経験者） 注2	1級建築士の資格を有する者で、建築関係の職務経験が直近6年中3年以上ある者（令和4年9月30日までに3年に達する場合を含む。）
機械技術 （職務経験者） 注2	1級ボイラー技士又は第2種ボイラータービン主任技術者の資格を有する者で、機械関係の職務経験が直近6年中3年以上ある者（令和4年9月30日までに3年に達する場合を含む。）
情報技術 （職務経験者） 注2	<p>独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験のうち、高度試験のいずれかの試験又は情報処理安全確保支援士試験に平成21年以降に合格している者で、プロジェクト・マネジメントの実務経験が直近6年中3年以上ある者（令和4年9月30日までに3年に達する場合を含む。）</p> <p>※注 受験資格の対象となる試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ITストラテジスト試験</li> <li>・システムアーキテクト試験</li> <li>・プロジェクトマネージャ試験</li> <li>・ネットワークスペシャリスト試験</li> <li>・データベーススペシャリスト試験</li> <li>・エンベデッドシステムスペシャリスト試験</li> <li>・情報セキュリティスペシャリスト試験</li> <li>・ITサービスマネージャ試験</li> <li>・システム監査技術者試験</li> <li>・情報処理安全確保支援士試験</li> </ul>
保健師（上級・中級）	保健師の免許を有する者

注1 上級における大学卒業の者には、高等専門学校専攻科卒業かつ学士の学位取得者を含みます。

注2 職務経験について

- ① 職務経験の対象となる雇用形態は、原則として正社員（正職員）としますが、正社員（正職員）以外の雇用形態であっても、一事業所において、おおむね週30時間以上の勤務時間で1年以上継続して就業している場合に限り、正社員（正職員）の職務経



験とみなします。

- ② 複数の事業所にわたっている場合は、おおむね週30時間以上の勤務時間で1年以上継続して就業勤務していた期間を通算することができます。
- ③ 休業等（病気休暇、休職、育児休業、介護休業等）で実際に業務に従事しなかった期間が1か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間は職務経験の期間から除きます。
- ④ 最終試験合格決定後、職務経験年数を確認するため、職歴証明書を提出していただきます（証明書の取得が困難な場合は、申込み前に人事課まで御相談ください。証明書が取れない場合は採用されませんので注意してください。）。
- ⑤ 「直近6年」とは、平成28年10月1日から令和4年9月30日までです。

### 3 試験の方法

段階	内 容	
1次試験	公務員として必要な一般知識・知能及び各試験区分に応じて必要な専門的知識について、筆記試験を行います。	
	(1) 筆記試験	各試験区分の試験科目、出題分野は、 <b>別紙1</b> を参照してください。
	(2) 自己アピール書 (3) パーソナリティ検査	第2次試験の参考とするもので、第1次試験の結果には影響しません。
2次試験	第1次試験の合格者を対象に7月下旬頃実施の予定です。	
	(1) 作文試験	指定されたテーマによる作文作成
	(2) 口述試験	面接試験など

### 4 試験の日時、場所及び合格発表

区 分	日 時	場 所	合 格 発 表
第1次試験	令和4年6月19日（日） 9時30分～14時30分 12時30分～16時30分 （試験区分によって開始・終了時間が異なります。 <b>別紙1</b> 参照）	新居浜市消防 防災合同庁舎 3、5階	令和4年7月中旬に本庁舎及び各支所掲示板に掲示するほか、受験者全員に通知します。 また、新居浜市ホームページにも掲載します。
第2次試験	第1次試験に合格した方に通知します。		



## 5 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、新居浜市職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する「採用候補者名簿」に記載し、原則として職員に欠員が生じた場合、成績順に採用します。この名簿の有効期間は、原則として令和4年10月1日から令和5年3月31日までとします。
- (2) 所定の時期までに採用要件を確認する書類（卒業証明書、資格証等）の提出がなかった場合は採用されません。
- (3) 日本国籍を有しない者で、採用日において、法令により永住を認められていないものは、採用されません。

## 6 給 与

初任給は、新居浜市職員の給与に関する条例等の規定により、原則として次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

上級（22歳）	182,200円 程度
中級（20歳）	163,100円 程度

なお、職務経験者の初任給は、新居浜市職員の給与に関する条例等の規定により、基準学歴や経験年数などにより決定されます。

(例) 28歳、民間経験6年の場合	22万円程度
(例) 44歳、民間経験20年の場合	32万円程度

※上記は目安であり、前職での雇用形態や期間など各自の状況・経歴により異なります。

## 7 問い合わせ先及び受験手続

新居浜市 総務部人事課

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号 TEL 0897-65-1213

新居浜市HP <https://www.city.niihama.lg.jp/site/saiyou/>

次の方法で申込みをしてください。

申込方法	インターネットによる申込。詳細については、 <b>別紙2</b> 「新居浜市職員採用候補者登録試験申込方法」をご確認ください。
受付期間	令和4年5月6日（金）10時00分～5月28日（土）23時59分



## 8 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任昇格については、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次の各号に該当しない範囲で行われます。

### (1) 公権力の行使に該当する職務

(例) 税等の賦課・徴収、生活保護の決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令 など

### (2) 公の意思の形成への参画に携わる職

具体的には、専決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。

## 9 参考（地方公務員法-抜粋）

(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者



## 受験者のみなさんへ

( 注 意 事 項 )

- 1 試験当日は、受験票、筆記用具（HB又はBの鉛筆、消しゴム）を持参してください。
- 2 試験当日は、試験会場への車の乗り入れは御遠慮ください。
- 3 新居浜市消防防災合同庁舎は建物内・敷地内全面禁煙になっておりますので、喫煙は建物外・敷地外で行い、自分の責任において吸殻の後片付けをしてください。
- 4 昼食は各自で準備してください。

※ 試験開始時間に間に合わなかった場合、原則として受験を認めておりませんので、余裕をもって試験会場にお越しください。

特に、遠方から受験される皆様には、天候や交通機関の運行状況にご注意いただき、事前に試験会場近郊に宿泊されることなどもお勧めします。

※ 台風等の災害及び今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、やむを得ず試験日程等の変更をする場合は、新居浜市のホームページとマイページでお知らせします。